

知事コメント (関与取消訴訟の第1回口頭弁論を終えて)

本日、福岡高等裁判所那覇支部において、地方自治法に基づき提起した関与取消訴訟の第1回口頭弁論が行われ、県民を代表する知事として法廷に立ち、意見陳述を行いました。

意見陳述においては、まず、サンゴ礁やその生態系が、多種多様な水産生物の資源涵養の場や、豊かな漁場となるなど、沖縄県民の命や生活を支えるかけがえのない財産であることを申し上げ、辺野古・大浦湾は、このような重要な役割を果たすサンゴ礁が広がる世界的に貴重な海域であることを述べました。

この貴重な海域において、短期間に約4万群体を移植する前例のない計画が沖縄防衛局から申請されており、このような移植は自然的価値のある大浦湾の移植先の環境にも計り知れないインパクトを与えるおそれがあります。そのため、沖縄県漁業調整規則や審査基準に照らし、移植先の環境への配慮、移植先の選定方法などの妥当性について必要な審査を行っていることの正当性を主張いたしました。

また、いわゆる軟弱地盤の存在で当初の埋立承認を受けた「設計ノ概要」の内容により埋立工事を完成させることはできないという「重大な事実」や、サンゴ類の移植が不可逆的なものであることを踏まえ、農林水産大臣の是正の指示の時点において、沖縄県が審査基準で定める「必要性」を満たすと判断していないことは正当であり、裁量の逸脱・濫用はないことを申し上げました。

本件是正の指示は、水産資源保護法や沖縄県漁業調整規則等に基づき、審査中の個別の申請に対し私が判断をする前に、事業者である沖縄防衛局の資料や見解をそのまま採用して大臣が許可を命じたもので知事の判断権限を奪うものであり、大きな問題があります。これは、法令所管大臣が、沖縄防衛局と一体となって、対応しているとしか考えられない異常な事態であります。

このような問題のある是正の指示が許されれば、あらゆる法定受託事務の処理について、法令所管大臣の意のままに許可、不許可を判断できることになり、地方公共団体の自主性及び自立性を著しく制約するものとなりかねません。

本件是正の指示は、必要な指示を超えたものであり、国の地方

公共団体に対する関与は必要最小限度のものでなければならないとする関与の基本原則に反し、その制度趣旨を逸脱する違法な関与に当たることを強く主張いたしました。

限られた時間ではありましたが、沖縄県におけるサンゴ類の重要性や、埋立事業で失われるサンゴ類の避難措置であっても移植後の生残に最大限の配慮が必要であることなどを強く主張するとともに、農林水産大臣の是正の指示が、沖縄県漁業調整規則や地方自治法等の趣旨に照らし、違法な国の関与に当たることを、裁判所に伝えることができたと考えております。

裁判所におかれましては、沖縄県の自主性及び自立性を尊重した公正な判断をしていただくことを希望いたします。

令和2年11月20日

沖縄県知事 玉城 デニー